

# 株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地  
高千穂 交 易 株 式 会 社  
代表取締役社長 戸 田 秀 雄

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、同封の保護シールをご貼付のうえ、平成21年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
  - 報 告 事 項
    1. 第58期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第58期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告の件
  - 決 議 事 項
    - 第1号議案：剰余金の処分の件
    - 第2号議案：定款の一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takachiho-kk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の金融不安に端を発した世界経済の後退や株式・為替相場の変動などによって企業収益が大幅に減少する下で、設備投資が減少し、雇用・所得環境が急速に悪化するなど、景気は大きく後退しました。

当社グループ事業の市場環境は引き続き競争激化の状況にあります。そうした中で、システム機器事業においては、小売業における収益志向の高まりを好機と捉え商品監視システムの拡販を図るほか、企業の情報セキュリティニーズを踏まえ入退室管理システムの積極展開を進めてまいりました。他方、デバイス事業においては、売上総利益率の高い産業機器分野向け半導体や住宅設備機器市場向け機構部品など、付加価値提案を強化し、積極的な販売促進とともに収益性の向上を図ってまいりました。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高では、カスタマ・サービス事業が前年実績を上回ったものの、デバイス事業、システム機器事業において、それぞれ主力の電子商品類、セキュリティ商品類の販売が振るわなかったことから、前期比 67 億 70 百万円 (20.6%) 減の 261 億 67 百万円となりました。

損益につきましては、付加価値提案の強化などが奏功し売上総利益率は改善したものの、大幅な減収の影響が大きく、営業利益は前期比 7 億 1 百万円 (60.6%) 減の 4 億 56 百万円、経常利益は前期比 5 億 22 百万円 (43.1%) 減の 6 億 88 百万円となりました。

当期純利益につきましては、株式相場の下落を受けて、2 億 73 百万円の投資有価証券評価損を計上したことなどから、前期比 63 百万円 (26.5%) 減の 1 億 76 百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

**【売上高の内訳】**

事業区分		当期売上高	構 成 比	前期比増減額	前期比増減率
		百万円	%	百万円	%
システム機器事業	セキュリティ	5,580	21.3	△653	△10.5
	情報ネットワーク	457	1.7	49	12.0
	メーリング	920	3.5	△360	△28.1
	その他	123	0.5	88	253.1
	計	7,081	27.1	△876	△11.0
デバイス事業	電 子	13,005	49.7	△5,534	△29.9
	産 機	3,854	14.7	△620	△13.9
	計	16,860	64.4	△6,154	△26.7
カスタム・サービス事業		2,226	8.5	260	13.3
合 計		26,167	100.0	△6,770	△20.6

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。  
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

**【システム機器事業】**

セキュリティ商品類は、ドラッグストアへの商品監視システムの販売や大型工場施設への入退室管理システムの納入が好調に推移したものの、GMS(総合スーパーマーケット)などにおいて大型の設備投資案件が減少したことなどから、売上高は前期比10.5%減の55億80百万円となりました。

情報ネットワーク商品類は、ネットワーク・セキュリティ商品類の間接販売に注力したほか、既存顧客のリプレース案件の獲得もあって、売上高は前期比12.0%増の4億57百万円となりました。

メーリング商品類は、セキュリティ機能付き高速インクジェットプリンターの販売が堅調に推移したものの、メールインサーティング・システムで大型案件が一巡したことなどから、売上高は前期比28.1%減の9億20百万円となりました。

その他商品類は、「RFID図書館システム」が公立図書館に採用されたことを主因に、売上高は前期比3.5倍の1億23百万円となりました。

以上の結果、システム機器事業の売上高は前期比11.0%減の70億81百万円、営業利益は前期比41.5%減の3億円となりました。

### 【デバイス事業】

電子商品類は、HDD(ハードディスク・ドライブ)向けセンサーやアミューズメント向け半導体の販売が好調に推移したものの、生産調整の影響で大手顧客へのモバイル液晶及び車載向け半導体の販売が大きく減少したことなどから、売上高は前期比29.9%減の130億5百万円となりました。

産機商品類は、IHクッキングヒーター向け機構部品などの販売が好調に推移したものの、ATM(現金自動預け払い機)市場における投資抑制の影響などから、売上高は前期比13.9%減の38億54百万円となりました。

以上の結果、デバイス事業の売上高は前期比26.7%減の168億60百万円、営業利益は前期比43.1%減の5億71百万円となりました。

### 【カスタマ・サービス事業】

システム機器事業の入退室管理システムの納入や情報ネットワーク・セキュリティ機器の納入が増加したことなどから、売上高は前期比13.3%増の22億26百万円となりました。しかしながら、システムの納入・設置に係る外注コストがかさんだことなどから、営業利益は前期比10.6%減の2億75百万円となりました。

## 2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は、(株)みずほコーポレート銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、「安全・安心・快適」、「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、平成 23 年 3 月期を最終事業年度とした「中期経営計画 2007」を定め、その実現に取り組んでまいりました。しかしながら、昨今の経済情勢の急激な変化を受け、当社グループの主要顧客である電機メーカーや小売業などでは、多くの企業が生産水準の大幅な引下げや設備投資の抑制に踏み切るなど、中期経営計画の策定時点に比べ、当社を取り巻く事業環境は大きく変化してきております。こうした現況を踏まえると、中期経営計画に定めた平成 23 年 3 月期の業績目標(売上高 500 億円、売上高経常利益率 10%以上、株主資本利益率(ROE) 15%以上)の達成は困難であり、当該業績目標への到達年度を先送りせざるを得ない状況となりました。

このような状況の中で、当社が今まさに注力すべき経営課題は、「厳しい環境下においても、企業の持続的成長と将来展望が可能な利益を確保し、将来大きく飛躍するための基盤を整えること」であると認識しております。

上記基本認識のもと、当社グループでは、厳しい環境下においても利益成長ができる企業への変貌を目指し、総力を挙げて「収益基盤の再構築」に取り組んでまいります。

そのために対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

- (1) 内外競争を勝ち抜くための付加価値創造力の強化
- (2) グローバル市場を見据えた事業展開
- (3) 新商品・新規事業の発掘・立ち上げ
- (4) 徹底的なコスト削減・業務効率改善の推進
- (5) C S R 経営の推進及び内部統制の確立を通じたコーポレート・ガバナンスの強化

なお、当社は今後、経済情勢や当社を取り巻く経営環境の変化、さらには収益基盤再構築の進捗を見極めつつ、「中期経営計画」を練り直してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 (平成18年3月期)	第56期 (平成19年3月期)	第57期 (平成20年3月期)	第58期 (平成21年3月期)
売上高(百万円)	24,977	30,296	32,938	26,167
経常利益(百万円)	1,346	1,448	1,210	688
当期純利益(百万円)	823	875	240	176
1株当たり当期純利益(円)	82.41	88.30	23.97	17.45
総資産(百万円)	19,261	20,187	19,540	17,376
純資産(百万円)	13,269	13,781	13,632	13,494

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 第55期(平成18年3月期)は、電子商品類でのデジタル機器向けの低価格化の影響などがあり、売上総利益率は低下しましたが、それを補うセキュリティ商品類や電子商品類の売上高の伸張により、大幅な増収増益となりました。
- 第56期(平成19年3月期)は、電子商品類を中心としたデバイス事業の好調を受け、売上高は大幅増収となりました。これに伴い、売上総利益率は低下しましたが、増収効果がこれを補い、経常利益は増益となり、当期純利益も増益となりました。
- 第57期(平成20年3月期)は、前期に引続きデバイス事業が好調を維持し、売上高は増収となりました。しかしながら、売上高増加に伴う経費の増加や中長期的成長に向けた人員の増加などから、販売費及び一般管理費が増加し、経常利益は減益となりました。また、遊休土地にかかる繰延税金資産の取崩しを行った影響のほか、投資有価証券評価損を計上したことなどから、当期純利益は大幅減益となりました。
- 第58期(平成21年3月期)は、前記「1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 エスキューブ	100百万円	100%	電子機器による盗難防止・防犯管理システムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック 株式会社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
ジェイエムイー 株式会社	12百万円	100%	電子部品及び機構部品の輸出入、販売
TAKACHIHO K O H E K I (H. K.) L T D.	715千香港ドル	100%	電子部品、機構部品及びセキュリティ機器の販売
提凱貿易(上海) 有限公司	1百万人民币	100%	電子部品及び機構部品の販売

- (注) 提凱貿易(上海)有限公司は、当社100%出資子会社であるTAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LTD.の100%出資の子会社であるため、上記議決権比率は間接所有であります。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

現在取扱っている商品は、セキュリティシステム・情報ネットワークシステム・メーリングシステム・その他エレクトロニクス応用機器及びアプリケーション・ソフトウェアならびに半導体・電子部品及び機構部品等であります。

事業の種類別セグメントと商品との関連を表にすると、次のとおりであります。

区分	主な事業の内容	主な会社
システム機器事業		
セキュリティ商品類	商品監視システム(万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等)、映像監視システム、入室管理システム等販売、各種システム設計・構築	当社 株式会社エスキューブ
情報ネットワーク商品類	企業ネットワーク機器(LANスイッチ、ネットワークアクセス機器、負荷分散装置等)、ネットワークセキュリティ関連(VPN&ファイアウォール、リモートアクセス装置等)等の販売、各種システム設計・構築	当社
メーリング商品類	メールインサートイング・システム(封入封緘機)、インクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システム等販売、各種システム設計・構築	高千穂 コムテック(株)
その他商品類	その他システム機器等(RFID図書館システム、スクールセキュリティシステム等)販売	当社
デバイス事業		
電子商品類	アナログICを中心としたヒューマンインターフェイスを構成する加速度センサなどの各種センサ及び通信用ICの販売	当社
		ジェイエムイー(株) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等販売	当社
		ジェイエムイー(株) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
カスタマ・サービス事業	システム機器事業商品類に関する据付及び保守・システム設計・システム運用受託・ネットワーク不正侵入予知等サービス	当社
		高千穂 コムテック(株)

(注) 商品・専門語等用語について

1. セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
2. LANスイッチ：複数のLANを接続する機器。
3. 負荷分散装置：サーバーの処理負荷を分散させる装置。
4. VPN (Virtual Private Network)：公衆網を専用網のように利用できるサービスの総称。仮想閉域網または仮想私設網。
5. 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。
6. RFID図書館システム：ICチップを蔵書に貼付け、貸出・返却業務の迅速化・自動化、棚卸管理の効率化を実現するシステム。
7. スライドレール：ボールベアリングを組込んだ金属製のレールで、使うことにより小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
8. ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの（例：自動車のハッチバックの開閉に使用）。
9. ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

## 8. 主要な事業所

(1) 当社

① 本社（東京都新宿区）

② 支店

大阪支店（大阪市北区）

名古屋支店（名古屋市中村区）

③ 営業所

札幌営業所（札幌市）

松本営業所（長野県松本市）

東北営業所（仙台市）

九州営業所（福岡市）

北関東営業所（埼玉県熊谷市）

(注) 上記営業所のうち、松本営業所・東北営業所は、平成21年3月31日をもって閉鎖いたしました。

④ 海外駐在員事務所 米国 (SAN MATEO, CA)

(2) 株式会社エスキューブ

本社 東京都千代田区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) ジェイエムイー株式会社

本社 東京都新宿区

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.

本社 中国 香港

(6) 提凱貿易(上海)有限公司

本社 中国 上海

## 9. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
システム機器事業	140
デバイス事業	114
カスタマ・サービス事業	66
全社共通	48
合計	368

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
315名	11名増	36.4歳	11.3年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者21名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先

借入残高はありません。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,140,300株(うち自己株式 25,966株)
3. 単元株式数 100株
4. 株 主 数 10,230名
5. 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	議決権比率
株 式 会 社 マ ー ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ	804,000株	7.96%
セ コ ム 株 式 会 社	450,000	4.45
栃 本 京 子	430,500	4.26
株 式 会 社 日 立 製 作 所	380,000	3.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	339,700	3.36
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	300,600	2.97
株 式 会 社 マ ー ス テ ク ノ サ イ エ ン ス	265,000	2.62
山 村 秀 彦	262,400	2.59
篠 藤 恵 登	261,700	2.59
佐 々 木 豊 実	260,000	2.57
竹 田 和 平	260,000	2.57

### 6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### III 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

##### (1) 新株予約権の数

175個

##### (2) 目的となる株式の種類及び数

普通株式 262,500株(新株予約権1個あたり1,500株)

##### (3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第3回(1,108円)	平成19年7月1日 ～平成22年6月30日	3個	1名
	第4回(1,722円)	平成21年7月1日 ～平成24年6月30日	26個	2名
社外取締役	第4回(1,722円)	平成21年7月1日 ～平成24年6月30日	8個	2名
監査役	第3回(1,108円)	平成19年7月1日 ～平成22年6月30日	4個	1名

#### 2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	他の法人等の代表状況等
山村 秀彦	代表取締役会長	
戸田 秀雄	代表取締役社長	
篠藤 恵登	取締役	TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 董事 提凱貿易(上海)有限公司 董事長
赤堀 寛人	取締役	
小原 敬一	取締役	
田代 守彦	取締役	
石坂 文人	取締役	
武智 良泰	常勤監査役	
柴崎 伸雄	監査役	税理士
小海 正勝	監査役	弁護士
石原 良一	監査役	公認会計士

- (注) 1. 取締役 田代守彦、石坂文人の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 柴崎伸雄、小海正勝、石原良一の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 武智良泰氏は、当社の管理・営業・技術部門の責任者などを歴任しており、企業業務全般にわたる相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役 柴崎伸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役 小海正勝氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役 石原良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。当期末における執行役員は次のとおりであります。

#### 執行役員

氏名	会社における地位	担当業務
戸田 秀雄	社長執行役員	
篠藤 恵登	常務執行役員	デバイス事業本部長
赤堀 寛人	常務執行役員	経営システム本部担当兼コーポレート統括室担当兼経営戦略室長
小原 敬一	常務執行役員	システムソリューション事業本部長
山本 茂	執行役員	大阪支店長
横戸 憲一	執行役員	デバイス事業本部電子第1事業部長

5. 平成21年4月1日付で執行役員の体制を次のとおり変更いたしました。

氏名	会社における地位	担当業務
山村 秀彦	会長執行役員	管理担当
戸田 秀雄	社長執行役員	営業本部長
小原 敬一	常務執行役員	営業本部システムセグメント担当
山本 茂	常務執行役員	営業本部デバイスセグメント担当
赤堀 寛人	執行役員	大阪支店長、支店担当
横戸 憲一	執行役員	営業本部電子事業部長

6. 取締役 篠藤恵登氏は、平成21年3月31日付で取締役常務執行役員を辞任し、平成21年4月1日付で顧問に就任しております。

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (内社外取締役)	7名 (2名)	138,174千円 (14,461千円)
監査役 (内社外監査役)	4名 (3名)	28,890千円 (13,680千円)
合計	11名	167,064千円

(注) 1. 上記支給額には、平成19年7月24日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役4名に付与した新株予約権5,869千円を含んでおります。

2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 田代守彦

① 他の会社の社外役員の兼任状況

船井電機株式会社及び株式会社イノアックコーポレーションの社外取締役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(2) 取締役 石坂文人

① 他の会社の社外役員の兼任状況

芙蓉総合リース株式会社及び東京建物株式会社の社外監査役であります。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(3) 監査役 柴崎伸雄

- ① 他の会社の社外役員の兼任状況  
ガンプロ株式会社及び株式会社エイワの社外監査役であります。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会15回全てに出席しており、税理士としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(4) 監査役 小海正勝

- ① 他の会社の社外役員の兼任状況  
日本風力開発株式会社の社外監査役であります。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会15回全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

(5) 監査役 石原良一

- ① 他の会社の社外役員の兼任状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会15回全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

31,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,400千円

### 3. 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して公認会計士法第2条第1項以外の業務である財務報告に係る内部統制の構築に関する助言業務についての対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

### 5. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

## VI 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
- ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にCSR推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
- ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報(電磁的記録を含む)を適切に保存・管理する。
- ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク(不確実性)に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。

- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「高千穂取引グループC S R憲章」「高千穂取引グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
  - ② 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
  - ③ 子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
  - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
  - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
  - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
  - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならぬと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来「創造」を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から57年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信頼を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」企業理念の

実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を日本の市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループは「安全・安心・快適」、「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、事業構造及び収益構造改革に取り組んでおります。また、昨今の経済情勢の悪化により、当社グループを取り巻く事業環境が一段と厳しさを増す中、「厳しい環境下においても、企業の持続的成長と将来展望が可能な利益を確保し、将来大きく飛躍するための基盤を整えること」を念頭に、「収益基盤の再構築」に総力を挙げて取り組んでおります。

これにより、当社グループは競争力ある高収益体質と強固な財務体質の地歩を築き、企業価値ひいては株主共同の利益向上に一層邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

## (3) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が

20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。本対応策において、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議し、平成20年6月26日開催の当社第57回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

#### ① 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

#### ② 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案に当たります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

- (イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- (ロ) 大規模買付者が企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
- (ハ) 強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (ニ) 大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合
- (ホ) 買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

#### (4) 本プランの客観的合理性

大規模買付ルールが本プランに沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって採用されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって採用されているものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会における承認可決の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(平成20年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務ア

ドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交換を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

- (注) 1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。))及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。))は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株式買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## 連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,052,384</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,963,164</b>
現金及び預金	4,769,144	支払手形及び買掛金	2,050,942
受取手形及び売掛金	5,960,232	未払法人税等	68,658
有価証券	130,156	賞与引当金	282,362
商品及び製品	3,792,140	役員賞与引当金	4,800
繰延税金資産	186,782	その他	556,401
その他	221,172	<b>固定負債</b>	<b>919,416</b>
貸倒引当金	△7,243	長期未払金	126,286
<b>固定資産</b>	<b>2,324,434</b>	退職給付引当金	713,526
<b>有形固定資産</b>	<b>646,400</b>	役員退職慰労引当金	10,853
建物及び構築物	52,067	その他	68,750
土地	457,188	<b>負債合計</b>	<b>3,882,580</b>
その他	137,144	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>59,420</b>	<b>株主資本</b>	<b>13,524,645</b>
ソフトウェア	45,121	資本金	1,193,814
電話加入権	10,952	資本剰余金	1,156,385
その他	3,346	利益剰余金	11,192,645
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,618,613</b>	自己株式	△18,199
投資有価証券	678,024	評価・換算差額等	△61,874
繰延税金資産	572,204	その他有価証券評価差額金	△12,790
その他	371,734	為替換算調整勘定	△49,083
貸倒引当金	△3,349	新株予約権	31,467
		<b>純資産合計</b>	<b>13,494,238</b>
<b>資産合計</b>	<b>17,376,819</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>17,376,819</b>

## 連結損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		26,167,969
売上原価		20,944,116
売上総利益		5,223,852
販売費及び一般管理費		4,767,413
営業利益		456,439
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,987	
為替差益	199,542	
その他営業外収益	16,516	241,045
営業外費用		
支払利息	2,139	
その他営業外費用	7,148	9,288
経常利益		688,196
特別利益		
貸倒引当金戻入益	3,558	
特別損失	2,748	6,306
固定資産除却損	5,660	
固定資産売却損	4,546	
投資有価証券売却損	4,137	
投資有価証券評価損	273,306	
役員権評価損	4,250	
事務所移転費用	4,959	296,861
税金等調整前当期純利益		397,641
法人税、住民税及び事業税	271,020	
法人税等調整額	△49,819	221,200
当期純利益		176,441

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から)  
(平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	1,193,063	1,155,623	11,299,367	△17,907	13,630,146
当 期 変 動 額					
新株の発行	751	750			1,501
剰余金の配当			△283,163		△283,163
当期純利益			176,441		176,441
自己株式の取得				△327	△327
自己株式の処分		12		35	47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	751	762	△106,722	△292	△105,501
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,385	11,192,645	△18,199	13,524,645

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計		
前 期 末 残 高	△7,009	△2,706	△9,716	12,456	13,632,886
当 期 変 動 額					
新株の発行			-		1,501
剰余金の配当			-		△283,163
当期純利益			-		176,441
自己株式の取得			-		△327
自己株式の処分			-		47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,780	△46,377	△52,157	19,010	△33,146
当期変動額合計	△5,780	△46,377	△52,157	19,010	△138,648
当 期 末 残 高	△12,790	△49,083	△61,874	31,467	13,494,238

## 連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 …… 5社

連結子会社の名称 …… (株)エスキューブ  
高千穂コムテック(株)  
ジェイエムイー(株)  
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.  
提凱貿易(上海)有限公司

##### ② 非連結子会社の数

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの …… 総平均法による原価法を採用しております。

###### (ロ) たな卸資産

…… 当社は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

## ② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 …… 当社及び一部の連結子会社の工具器具備品  
(リース資産を除く) は定額法、当社の建物、構築物及び車両運搬具ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具器具備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

(ロ) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金 …… 役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ニ) 退職給付引当金 …… 従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金 …… 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

④ 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…… 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6)連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(たな卸資産の評価基準及び評価方法)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、当社は移動平均法による原価法、連結子会社は主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、当社は移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引による方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引で、これらの会計基準等に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

(7)表示方法の変更

(たな卸資産の表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が適用になることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」として掲記しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額…… 515,166千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,140,300株

(2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	141,583	14円00銭	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	141,580	14円00銭	平成20年9月30日	平成20年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	141,600	14円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 94,500株

## 4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額…… 1,331円06銭

(2) 1株当たり当期純利益…… 17円45銭

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,389,471</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,466,220</b>
現金及び預金	4,108,370	支払手形	468,010
受取手形	1,119,190	買掛金	1,252,644
売掛金	4,313,600	リース債務	2,711
有価証券	130,156	未払金	259,958
商品及び製品	3,333,641	未払法人税等	2,600
前払費用	123,930	前受金	215,920
繰延税金資産	157,464	賞与引当金	235,872
その他流動資産	104,079	その他流動負債	28,503
貸倒引当金	△962	<b>固定負債</b>	<b>840,583</b>
<b>固定資産</b>	<b>2,584,252</b>	リース債務	9,164
<b>有形固定資産</b>	<b>641,874</b>	長期未払金	126,286
建物	39,217	退職給付引当金	688,714
構築物	12,274	預り保証金	16,417
車両運搬具	3,133	<b>負債合計</b>	<b>3,306,803</b>
工具器具備品	119,035	<b>(純資産の部)</b>	
土地	457,188	<b>株主資本</b>	<b>12,648,244</b>
リース資産	11,025	資本金	1,193,814
<b>無形固定資産</b>	<b>54,505</b>	資本剰余金	1,156,385
電話加入権	8,161	資本準備金	1,156,268
施設利用権	3,005	その他資本剰余金	116
ソフトウェア	42,397	<b>利益剰余金</b>	<b>10,316,243</b>
その他無形固定資産	940	利益準備金	198,875
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,887,872</b>	その他利益剰余金	10,117,368
投資有価証券	678,024	別途積立金	9,595,000
関係会社株式	297,619	繰越利益剰余金	522,368
長期貸付金	65	<b>自己株式</b>	<b>△18,199</b>
会員権	23,880	評価・換算差額等	△12,790
敷金・保証金	331,029	その他有価証券評価差額金	△12,790
繰延税金資産	557,233	<b>新株予約権</b>	<b>31,467</b>
その他投資	2,792	<b>純資産合計</b>	<b>12,666,921</b>
貸倒引当金	△2,772	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>15,973,724</b>
<b>資産合計</b>	<b>15,973,724</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,066,652
売 上 原 価		18,931,909
売 上 総 利 益		4,134,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,009,200
営 業 外 利 益		125,542
受 取 利 息 及 び 配 当 金	125,812	
為 替 差 益	196,827	
そ の 他 営 業 外 収 益	17,712	340,352
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,291	
そ の 他 営 業 外 費 用	4,033	5,325
経 常 利 益		460,569
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,558	
移 転 補 償 金	2,748	6,306
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,519	
固 定 資 産 売 却 損	4,546	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,137	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	273,306	
会 員 権 評 価 損	4,250	
事 務 所 移 転 費 用	4,959	296,720
税 引 前 当 期 純 利 益		170,155
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	127,374	
法 人 税 等 調 整 額	△56,341	71,032
当 期 純 利 益		99,122

## 株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金
前 期 末 残 高	1,193,063	1,155,518	104	198,875	9,595,000	706,409
当 期 変 動 額						
新株の発行	751	750				
剰余金の配当						△283,163
当期純利益						99,122
自己株式の取得						
自己株式の処分			12			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	751	750	12	—	—	△184,040
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,268	116	198,875	9,595,000	522,368

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差 額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計			
前 期 末 残 高	△17,907	12,831,063	△7,009	12,456	12,836,509
当 期 変 動 額					
新株の発行		1,501			1,501
剰余金の配当		△283,163			△283,163
当期純利益		99,122			99,122
自己株式の取得	△327	△327			△327
自己株式の処分	35	47			47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	△5,780	19,010	13,230
当期変動額合計	△292	△182,819	△5,780	19,010	△169,588
当 期 末 残 高	△18,199	12,648,244	△12,790	31,467	12,666,921

## 個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……総平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準……移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、構築物及……定率法を採用しております。

車両運搬具  ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

  建物及び構築物  10年～50年

  また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

  工具器具備品……定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

  工具器具備品  2年～20年

  また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的のソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金……従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌期より費用処理しております。

また、執行役員退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

(6) 重要な会計方針の変更

(たな卸資産の評価基準及び評価方法)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引による方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引で、これらの会計基準等に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(7) 表示方法の変更

(たな卸資産の表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が適用になることに伴い、前事業年度において、「商品」及び「未着商品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」として掲記しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……	478,739千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務……短期金銭債権	387,565千円
……短期金銭債務	20,920千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高……	売上高	3,368,284千円
	仕入高	110,021千円
	営業取引以外の取引高	29,691千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	25,966株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
土地評価損	339,200千円
退職給付引当金	275,485千円
有価証券評価損	249,252千円
賞与引当金	94,348千円
長期未払金	50,514千円
商品評価損	34,462千円
その他	125,575千円
繰延税金資産小計	1,168,841千円
評価性引当額	△454,142千円
繰延税金資産合計	714,698千円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具器具備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	
取得価額相当額	170,744千円
減価償却累計額相当額	88,334千円
期末残高相当額	82,410千円
(2) 未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	37,101千円
1年超	49,894千円
合計	86,996千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,249円26銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	9円80銭

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 邦 路 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 通 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 邦 路 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千 葉 通 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役	武智良泰	Ⓔ
社外監査役	柴崎伸雄	Ⓔ
社外監査役	小海正勝	Ⓔ
社外監査役	石原良一	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。

なお、この場合における配当総額は、141,600,676円となります。

###### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

###### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 200,000,000円

###### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

## 第2号議案：定款の一部変更の件

### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります(現行定款第6条、第11条第3項、第12条)。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります(現行定款第7条、第11条第3項)。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更ならびに字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第6条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>第7条 (単元未満株主の売渡請求)</u> 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</p> <p><u>第8条～第10条 (条文省略)</u></p> <p><u>第11条 (株主名簿管理人)</u> (条文省略) 2. (条文省略) <u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第6条 (単元未満株主の売渡請求)</u> 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。</p> <p><u>第7条～第9条 (現行どおり)</u></p> <p><u>第10条 (株主名簿管理人)</u> (現行どおり) 2. (現行どおり) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条（株式取扱規則）</p> <p>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条（株式取扱規則）</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第13条～第18条（条文省略）</p>	<p>第12条～第17条（現行どおり）</p>
<p>第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及</u>び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第20条～第29条（条文省略）</p>	<p>第19条～第28条（現行どおり）</p>
<p>第30条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第29条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第31条～第52条（条文省略）</p>	<p>第30条～第51条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<u>(附則)</u> <u>第 1 条</u>
	<u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新 設)	<u>第 2 条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
(新 設)	<u>第 3 条</u> <u>本附則第 1 条から本条までの規定は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
TEL (03) 3265-1111 (代)

- 交通**
- ① 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分
  - ② 東京メトロ丸の内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分
  - ③ 東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分
  - ④ 東京メトロ丸の内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分
  - ⑤ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分
  - ⑥ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. お手荷物はクロークにお預けいたどうかようお願い申し上げます。